

「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（案）」等  
(商品関連市場デリバティブ取引に係る行為規制関係) に関する意見

2014年6月25日

金融庁総務企画局市場課 御中  
FAX 03-3506-6251

氏 名 特定非営利活動法人京都消費者契約  
ネットワーク  
理事長 高 篤 英 弘  
住 所 京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々  
町529番地ヒロセビル4階  
電 話 番 号 075-211-5920  
F A X 番 号 075-251-1003  
E - M a i l [mail@kccn.jp](mailto:mail@kccn.jp)

意見の趣旨	<p>1 (1) 商品関連市場デリバティブ取引に係る金融商品取引契約の締結の勧誘について、勧誘受諾意思の確認義務及び再勧誘の禁止の対象とすること(金商法施行令案16条の4第2項1号ニ)、(2) 商品関連市場デリバティブ取引について、勧誘受諾意思を確認する方法として、一定の取引関係にない個人顧客に対しては、訪問・電話によることを禁止することに(金商業等内閣府令案117条8号の2)、賛成する。</p> <p>2 ただし、個人顧客の適用除外の要件として、単に当該金融商品取引業者等に口座開設しているのみとすることは広きに失し、投資リスクの高い有価証券やデリバティブ取引の経験があること等を追加すべきである。</p>
意見の理由	<p>1 当ネットワークは、不特定多数の消費者の利益の擁護を図るための活動を行っている適格消費者団体である。</p> <p>2 商品先物取引における不招請勧誘の禁止規制(商品先物取引法214条9号)の結果、商品先物取引に関する苦情相談は大幅に減少した。 他方で、なお、商品先物取引の勧誘によって、トラブルとなる事例が現在も報告されている。こうした現状からすると、投機性の高い商品先物取引に関して、不招請勧誘禁止規制を維持する必要性は、現在も異ならないというべきである。</p> <p>3 今回の施行令改正案(金商法施行令16条の4第2項1号ニ)と内閣府令改正案(金商業等内閣府令117条8号の2)は、商品関連市場デリバティブ取引について、勧誘受諾の意思確認義務、再勧誘禁止の対象とし、かつ、その意思確認の方法として、一定の取引関係にない個人顧客に対して、訪問・電話によることを禁止する点で、実質的には、不招請勧誘の禁止と同一の効果を期待することができる。その意味で、上記施行令案、内閣府令案は、高く評価することができる。</p> <p>4 しかし、他方で、金商業等内閣府令案117条8号の2では、単に、当該金融商品取引業者等に口座開設している個人顧客を適用除外とする。現在、取引関係のない休眠口座のみの個人顧客、あるいは国債や地方債、MMFといった投資元本の比較的安全な個人顧客に対して、商品関連デリバティブ取引の訪問・電話勧誘が可能となってしまうのは、不適切である。そのため、投資リスクの高い有価証券やデリバティブ取引の経験があることを適用除外要件に追加すべきである。</p>

仮に上記のような要件を設けなくても、少なくとも、投機取引の意向や経験、余裕資金のない顧客に対し商品関連デリバティブ取引が勧誘されたりしないよう、厳格な取引開始基準を監督指針に盛り込み、また自主規制ルールを設けさせるべきである。

5 現在、農水省・経産省は、商品先物取引の出来高が大幅に減少していることを理由として、7日間の熟慮期間等のある契約を設定することで、70歳未満の顧客に対する不招請勧誘を認める内容の商品先物取引法施行規則の改正案（102条の2第2号）を平成26年4月5日に公表し、パブリックコメントに付した。しかし、上記規則案は、不招請勧誘禁止規定を骨抜きにするもので、明らかに不当である。

6 商品先物取引において、投資家保護と消費者トラブルのない公正な商品市場の発展のために、適正な行為規制を定めるべきである。また、その上で、速やかな総合取引所への移行が行われるべきである。